

第六十三回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第十号

昭和四十五年四月三日(金曜日)

午後零時四十六分開議

出席委員

委員長 八木 徹雄君

理事 久野 忠治君

理事 河野 洋平君

理事 小林 信一君

理事 有田 喜一君

理事 塩崎 潤君

理事 床次 徳二君

理事 松永 光君

理事 吉田 実君

理事 川村 継義君

理事 新井 彬之君

出席國務大臣

文部大臣 坂田 道太君

出席政府委員

文部政務次官 西岡 武夫君

文部大臣官房長 安嶋 彌君

文部省管理局長 岩間英太郎君

委員外の出席者

文教委員会調査 室長 田中 彰君

委員の異動

三月二十七日

辞任

麻生 良方君

補欠選任

西村 榮一君

同日

辞任

西村 榮一君

補欠選任

麻生 良方君

同日

辞任

麻生 良方君

補欠選任

河村 勝君

同日

辞任

辞任

森 喜朗君

補欠選任

江崎 眞澄君

同日

河村 勝君

補欠選任

麻生 良方君

同日

辞任

江崎 眞澄君

補欠選任

森 喜朗君

同日

辞任

森 喜朗君

補欠選任

西村 英一君

同日

辞任

西村 英一君

補欠選任

堀田 政孝君

同日

辞任

堀田 政孝君

補欠選任

葉梨 信行君

同日

辞任

葉梨 信行君

補欠選任

堀田 政孝君

同日

辞任

堀田 政孝君

補欠選任

葉梨 信行君

同日

辞任

補欠選任

江崎 眞澄君

同日

河村 勝君

補欠選任

麻生 良方君

同日

辞任

江崎 眞澄君

補欠選任

森 喜朗君

同日

辞任

森 喜朗君

補欠選任

西村 英一君

同日

辞任

西村 英一君

補欠選任

堀田 政孝君

同日

辞任

堀田 政孝君

補欠選任

葉梨 信行君

同日

辞任

葉梨 信行君

補欠選任

堀田 政孝君

同日

辞任

堀田 政孝君

補欠選任

葉梨 信行君

同日

辞任

堀田 政孝君

補欠選任

同(山原健二郎君紹介)(第一八三八号)

同外一件(櫻内義雄君紹介)(第一九〇四号)

学校図書館法の一部改正に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第一八七五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第一九三二号)

同(沖本泰幸君紹介)(第一九三三号)

同(北側義一君紹介)(第一九三三号)

同(正木良明君紹介)(第一九三三号)

同(矢野純也君紹介)(第一九三五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

同(津原弘市君紹介)(第二二六〇号)

女子教育職員の育児休暇制度法制定に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇〇五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

同(津原弘市君紹介)(第二二六〇号)

女子教育職員の育児休暇制度法制定に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇〇五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

同(津原弘市君紹介)(第二二六〇号)

女子教育職員の育児休暇制度法制定に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇〇五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

同(津原弘市君紹介)(第二二六〇号)

女子教育職員の育児休暇制度法制定に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇〇五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

同(津原弘市君紹介)(第二二六〇号)

女子教育職員の育児休暇制度法制定に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇〇五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

るによりますと、かねてから私学の振興については格段の配慮を払っておられると伺っております。私どもは、この私学の問題に、この財団法を一つの契機として、画期的な取り組み方をしたい、こう考えておるわけでございますが、まず最初に文部大臣から、日本の教育の中における私学の占めている地位をどういうふうに認識しておられるか、御説明をいただきたいと思ひます。

○坂田國務大臣 現在、大学の中におきまして、私立大学の学生が七四%、短期大学におきまして、学生が九〇%、高等学校生徒の三〇%、また幼稚園の子供が大体七六%というわけでございまして、私立学校において教育を受けておるのがきわめて多いわけであります。

このように、私立学校はわが国学校教育の普及と発展に重要な役割を果たしておりますが、今後のわが国の社会、文化、経済の発展のためには、私立学校教育の一その充実と向上というのが要請されると考えておるわけでございます。

特に私立大学におきまして、教育のめざすところは質の向上というものを考えました場合、どういたしましてその質的な向上をはかることなくしては、大学教育全般の果たしております役割があるいはその使命というものを達成することができないというふうに考えまして、文部省として、私立学校に対する助成措置をさらに一その拡充をしていく必要があると思ひまして、昭和四十五年度、いま新たに私立大学等の専任教員給与費を含む経常費に対する補助を行なうこととしたしたわけでございまして、また、高等学校以下のいわゆる私立学校に対しまして、地方交付税制度におきまして、都道府県分の基準財政需要額の中に私学助成費の増額をはかり、私立の高等学校以下の学校を設置する学校法人に対しまして、所管庁である都道府県知事が国の大学等に対する経常費補助に準じた助成を行なうよう措置することに

同(山原健二郎君紹介)(第一八三八号)

同外一件(櫻内義雄君紹介)(第一九〇四号)

学校図書館法の一部改正に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第一八七五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第一九三二号)

同(沖本泰幸君紹介)(第一九三三号)

同(北側義一君紹介)(第一九三三号)

同(正木良明君紹介)(第一九三三号)

同(矢野純也君紹介)(第一九三五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

同(津原弘市君紹介)(第二二六〇号)

女子教育職員の育児休暇制度法制定に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇〇五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

同(津原弘市君紹介)(第二二六〇号)

女子教育職員の育児休暇制度法制定に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇〇五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

同(津原弘市君紹介)(第二二六〇号)

女子教育職員の育児休暇制度法制定に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇〇五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

同(津原弘市君紹介)(第二二六〇号)

女子教育職員の育児休暇制度法制定に関する請願(川村継義君紹介)(第二〇〇五号)

同(久保田田次君紹介)(第二〇〇六号)

同(原茂君紹介)(第二〇〇七号)

同(谷川和穂君紹介)(第二〇三五号)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第二二五九号)

いたしたわけでございます。

○河野(洋)委員 大臣はじめ文部省当局が、私学の重要性というものを非常に高く評価しておられるというところは十分理解できるのでございませうが、より具体的な話をいたしますと、たとえば東京大学一校の年間予算が二百五十億、ところが私学に対する経常費補助その他、前年度比では非常に高くなっておりますが、それでも、それでもまだまだ東大の五割にも満たない——五割がやっとだというこの現実の数字を見れば、まだまだ文部省あるいは文部大臣が、私学に対する認識が十分ではないのではないかと、思うに思わざるを得ないのでございます。大臣のお考え、これから先一体どこまで私学助成というものに取り組んでいかれるのか、一体どこまでいくことが一番理想なのか、その辺の見当をひとつお聞かせいただけますか。

○坂田国務大臣 確かにいまお話しのとおりでございます。三十数億の国立大学に對しましては二千数百億のお金を投じておりますし、東京大学だけに過ぎません、その約一割という多額の国費を使っておるわけでございますが、百五十億といわれる私立大学に對しましては、わずかに百三十二億という経常費助成を今年度初めてその道を開いたわけでございまして、私どもはこれで十分だとは実は考えておりませんので、一応のめどとしてはましては、専任教員給与費の半額くらいまでは何とかしてひとつ充実をしていきたい、かように考えておるわけでございます。そういうわけでございまして、今後一その努力を払いたいと思っております。何ぶんにも明治以来初めて私立大学に對しまして人件費を含む経常費助成というものがある現実を見たわけでございまして、これからほんとうの私立大学あるいは私立学校の教育、研究の質的な向上をはかる一つの出发点として一応評価をしていただきたい、かように考えるわけでございます。われわれ政府あるいは文部省としてまして申し上げたいことは、ともいいますと、公立学校あるいは国立大学だけが大学でありある

いは教育をやっているんだ、こういうような考え方がちがってあつたわけでございませうが、そうでなくて、やはり国立私立を問はず、今日教育の果たす役割りあるいは研究成果の役割りというものをはきわめて大きいわけでございまして、今後ともこの辺を考えてまいりたい。十分配慮をして、国立私立のおおのこれは性格は違ふかと思ひますけれども、特に私は、教育の面におきましては、私立大学が個性ある大学をつくる、画一的な一つの型にはまった教育でなくて、ほんとうの意味における建学の精神にのっとりた教育、研究というものがあるものになるということを念願いたしまして、このような私学助成の中におきまして人件費を含めた経常費補助ということに踏み切つたわけでございませう。

○河野(洋)委員 大臣の御説明を伺つておりますが、国立私立の格差をなるべくなくしていくという方向が望ましい、こういうお考えだろつと思つたのですが、国立私立の格差をなくしていくということにつきましては、たとえば教育内容の質的な格差——これはあるかどうかはわかりませんが、しかしそういうものをなくしていくということも一つの問題だろつと思ひますし、さらに、たとえば現在授業料を一つとてみましても、非常に学生の負担は国立と私立では大きな開きがあるわけでございませう。この国立と私立の学生の負担の幅の広さを少しでも縮めていくという場合に、二つの方法がある。一つは、私学の授業料を下げっていくという方法、私学の授業料を下げながらたとえば国立の授業料を上げていくという方法があると思うのですが、これは仮定の問題でございませうからお答えにくかろつと思ひますけれども、理想としてはどういふ方向でこの格差の是正、学生負担の格差の是正をどういふ方法でやれることが一番いいとお考えになっておられますか。

○坂田国務大臣 確かにいま御指摘になりましたとおり、たとえば授業料一つを取り上げてみましても、国立の場合は一万二千万でございませう。私立の場合は今日八万円くらい、その他のいろいろ

るな納付金等を考えると、相当の多額になつてきております。でございませうが、教育、研究の一学生当たりの経費のかかりぐあいというところを考えると、これは国立も国立もそう違はないので、たとえば一人の学生に對して医学教育を行なうという場合、国立で百二、三十万円かかるとするならば、やはり質的な高さというものを求めるとするならば、私学におきましても同様に百二、三十万円のお金が当然学生経費としてかかってくるわけ

でございます。ところが、今日の私立大学の財政から考えると、それほど充実した基金というものがございませうし、あるいは寄付金ということに對しましても限度がございませうし、結局その質的充実を高めていくためには、授業料及び納付金というふうな形においてこれを求めなければならぬのでございませうが、しかし、もうそれにもおのずと限度がございまして、あまりにも国立と私立との授業料及びその他の学生の負担というものが大きい——戦前でございますけれども、私立大学の学生と国立大学の学生との間には多少の格差もございまして、今日のように二倍とか三倍あるいは八倍とかいふような、そういうような格差といふものはなかつたわけなんでございます。この点につきましては、すぐそこまでいくかはわかりませうけれども、しかし、方向といたしましては、もう少しこの格差というものを縮めていくという努力が行なわれていかなければならない、かように考えておるわけでございませう。そのために、やはり本年度、四十五年度に組みました予算の程度では、とうていその格差は正といふところまではなかなかないかねるのじやなからうかといふふうに考えております。

○河野(洋)委員 この法案の内容に入る前に、私はいま大臣に伺つた点が一点と、もう一つは、私学というものが一体どこまで国が介入するといひますか、援助、補助をすることによつて、私学が持つべき本来の、何と申しますか、いわゆる私学らしさというものをどの線まで守ることが適当なの

かという、この二つの問題を説明をしておかないと、この法案に入することは非常にむづかしいと思うのでございませう。

そこで、いま大臣の御答がございましたから、管理局長にちよつと伺ひますが、今度の国の予算、この程度の予算でとりあへずは私学、私立大学の授業料の値上げその他が当分防げるのかどうなのか。この程度やつても、やはりとても焼け石に水で、どんな私学の経営は苦しくなつて、授業料は上がつていつてしまふのであるかどうか。そして、このくらいやれば上がらずに済むだらうという一つのめどがあれば、それもお答えをいただきたいと思ひます。

○岩間政府委員 ただいままでの私学の財政状態を見てみますと、大体におきまして、授業料でもって人件費をまかなう、それから授業料以外の学生納付金によりまして一般的な経常費をまかなう、それから建物のほうは、これは融資でまかなうというふうな一応の原則があると思ひます。そういう観点から見ますと、現在一番私学にとつて問題になつておるのは、人件費の上昇でございませう。これは毎年ベースアップが一〇%程度でございますし、それから私学全体として教職員の充実というふうなことを考えますと、毎年私学全体としては二〇%程度の伸びがあるわけでございませう。しかし、既存の個々の大学について見ますと、まあ人件費の一〇%を何とか吸収できれば、教育の内容は従来どおりで一応学校の運営ができるんじやないか。これはもちろん消費者物価の値上がり等がございませうので、その点は考慮しなければいけませんけれども、そういう意味から申しまして、今度試みしましたように、平均いたしました約一三%の人件費の補助を行なう。それから、そのほか教育研究費につきましても、大体在来のものを拡大いたしましたような方向でめんどろを見ていく、そういうふうなことをいたしてまいります場合には、おそらく授業料の引き上げといふことはいたさないでも済むのではないかと。ただ、

これは当面の問題でございまして、将来にまいりまして、これが二分の一というふうなところまでまいりました場合には、やはり残りの二分の一というのは、これは授業料その他の学生納付金で処理しなければならぬ、そういう段階になりました場合に、授業料の引き上げというふうなことは、もし人件費の上昇がさらに進むとして、それから物価の上昇が続くということになりました場合には、そういう時点においては避けられないのではないかと気がするわけでございします。

○河野(洋)委員　そこで、一体私立学校の自主性というものが国の補助、援助等によっておこされてしまふであろうかという議論を、私達はしなければならぬと思います。今度の人件費助成あるいはまた設備、施設等に対する助成、そういったものが一体私学としての教育の本質にどこまで触れていくかというところに問題のポイントが一つあるのではないかと。たとえば、人件費の助成といひましても、どの程度の人件費助成をやっていくのか。ある私立学校が、非常に自分の学校の特色を出したために、これはもう多額の人件費を払ってでもその部門に優秀な人材を集めた。ところが、財団は、これは少しその金が大き過ぎる、そんなにむちゃにこの人たちに払わないでいいではないか、どうもその先生とその学校との間の特殊な関係があるために巨額な金が払われているのではないかと疑いをかりに持ったといひます。財団は、ここにあまりに多額の金をその人件費として払い過ぎるため、この経営がおかしくなつておる、だからここへ対するこれ以上の助成は適当でないという判断が出る場合がなきにしもあらずじゃないかと思ひます。が、一体、財団は補助をする場合に、どこまで私学の内容にタッチをしていくのか、その辺から伺いたいと思ひますが、管理局長、いかがですか。

○岩間政府委員　御指摘のように、私学の自主性というものは、これはできる限り尊重して、先ほど大臣からもお答え申し上げましたとおり、個性のある、特色のある教育というものが保障され

るといふことが、今後の日本の教育全般の向上の上には必要ではないかという考え方は、基本的な考え方だと思ひます。その際に、国から補助金を出す。これはいわば国民の皆さん方の税金を私立学校につぎ込んでいくということになるわけでございしますけれども、その際に、国民の判断をいたしまして、私学に対してどの程度のことを期待するのかが問題であらうかと思ひます。その判断というのは、これはまたその時代によりまして変わることは言うまでもないことかと思ひますけれども、さしあたり財団が個々の私学に補助をいたします場合には、少なくとも教育の内容、それから人事、そういうものには介入をしないというたてまえで運営されなければならぬというのが、現時点における最小限度の要請であると思ひます。しかし、この補助金の目的が教育、研究の質的な向上ということを目指す限り、それに沿つておるかどうかということとは、やはり審査の対象にすると思ひます。考えながらやつていかなければならぬ。それを具体的に申しまして、ただいま御指摘のございましたような、たとえば教員数が多過ぎるかどうかというふうな問題もございしますし、ただいまの予算の組み方では、そういうふうなことは一応問題にしない。私学はただでさえ人的構成が国立よりも悪いわけでございしますから、私どものほうとしましては、この際、できるだけ教員、職員、特に本務教員の充実というものをむしろ促進するような方向で補助金の配分が行なわれてもよろしいのではないかと、この感じもするわけでございします。抽象的な目標でございしますけれども、教育、研究の内容の水準の向上ということをめどにいたしまして、補助金が実際に交付されるようにいろいろくふうをするといふことが必要ではないかと考えます。

○河野(洋)委員　そこで、この法案をずっと拝見をしてみますと、二つの問題があると思ひます。いわゆる私学財団法と称するこの財団に関する規定と、そのあとについております私学法の改正の点と、二つの点でございします。

私学財団法それ自体につきましては、私どもの心配の大部分は、その財団の運営に当たられる理事長以下、人事が一つでございします。この運営に当たられる方々の良識を信頼するというところであれば、もうそうした方々が私学の実情というものに十分に認識をされ、私学というものに深い理解をお持ちの方々がこの財団の運営に当たつていただければ、この私学財団というものは非常に生かされていくであらうと思ひますけれども、また、反面、非常に官僚的な感覚でこの財団の運営に当たつて、あるいはまたこの財団法をたてに地方自治体でいろいろチェックが行なわれるということになりますと、私学の自主性というものが非常に問題が出てくるのではないかと感じます。そのわけでございします。これは若問うわざをされ、心配をされておるところによりまして、この法案自体の理事長権限というものが少し強過ぎやしないだろうかという点に、私学関係者の御心配の第一点があるようにございします。これは、他のこうした種類の財団その他に比べて、理事長の権限というものが少し強過ぎるというふうにお考えにならないでしようか。管理局長、どうでしょう。

○岩間政府委員　文部省関係の特殊法人におきましては、理事長、それから理事の任命を、いずれも文部大臣が行なうというふうなものがかなりございします。しかし、政府関係全般を見まして考えます場合には、特に最近では、主管の大臣が理事長を任命して、それから理事長が大臣の承認を受けて理事を任命するというふうな形がとられております。これも、実際上の運営の問題ではあるうと思ひますけれども、理事長と理事を同じような形で大臣が任命するということになりますと、一つ考えられますことは、理事長と理事が並列ではないかというふうな感じもするわけでございします。て、理事長がその特殊法人の中心になつて全体を運営するといふたてまえから申しますと、むしろ、理事長が、これはもちろん主管大臣の承認が要るわけでございしますけれども、承認を得て理事を任命するといふほうが、実際の運営上よろしい

のではないかと、最近の特殊法人ではそういう例がとられておるわけでございします。今回の場合でも、いろいろ検討いたしましたけれども、同じような方式で理事長の権限をこういうふうな規定にしたわけでございします。

それからもう一つは、運営審議会を設けまして、その運営審議会が中心になつてこの財団の業務の運営に関する基本的事項について御審議をいただくことというのが、今度の財団の一つの大きな特色でございしますけれども、その際にも、やはりこの運営審議会の委員の任命につきましては、理事長が文部大臣の承認を受けて任命するということになつております。こういう人事関係につきまして、特に理事長の権限が強過ぎないかという御議論が出るわけでございしますけれども、しかし、これはあくまでも実際の人ないしは運営の問題というふうには先ほど先生も御指摘いただきましたように、文部大臣が基本的な理事長をお選びになるかということが基本ではないか。それからやはり文部大臣が実際に理事長から承認を求められた場合に、適正な判断を下してあやまちないようにするといふふうな担保もされておることとございします。で、こういうふうなことで、理事長の権限が、従来文部省関係の特殊法人に見られましたものに比べますと強いように思ひますけれども、こういうふうな一応規定にしておるわけでございします。

○河野(洋)委員　まだ法案も成立をしていない前から人事の問題についてとやかく言うことは、きわめて早過ぎると思ひますけれども、私も申し上げ、いま管理局長も言われましたように、この運営に当たられる方々が、私学にどの程度の認識をお持ちの方が当たられるかによつて、非常にこの法律が生きもし、死にもする——死ぬどころか、非常に悪いほうに走ることもありまふので、たいへん早急ではございしますが、御質問申し上げたわけですが、皆さん個人の名前とか候補者とかいふものを私は云々するつもりは毛頭ございしませんけれども、もしかりに大臣のお考えの中に適任者があ

るならば、こういう私学振興のための財団ということであるのだから、私学の関係者の中に適任者があれば、そういう人たちが集まっておやりになることが望ましいとか、いや、そうではなくて、やはり第三者のほうがいいんだとか、いや、やはり文部省との連絡上文部省に近い人のほうがいいんじゃないとか、そういう大ざっぱな見当でも、腹案があまりなければお聞かせいただきたい。これによって私学の方々が非常にこの法案についてのお考えが安心なさるだろうと思いたすので、差しつかえない範囲でお聞かせいただきたい。

○坂田国務大臣 まさにその点が一番のポイントだと思っておりますが、何と申しまして、私たちがこの財団をつくりました気持ちとしては、個性ある私学の発展というのをこいねがってこの財団法ができておるわけでございますから、十分私学の実情というものが把握をでき、しかも、それは広い視野のもとにおいてわかつた方がこの役員なりあるいはまた運営審議会のメンバーになつていただかなければならないというふうに思ふわけでございます。やはりその意味から申しますと、かなりの人が私学の方々にそういうような適当な方が私はおると思つてございまして、そういう方々をお願いするということになろうかと思ふわけでございます。しかし、河野先生も御指摘になりましたように、ただ、今度は私学の人がただこれだけでいいかというのと、やはり第三者的な方も入る必要があるのではなからうか。あるいはまた、相当のお金がかからなければならぬわけでございます。配分をされるということでございます。したがって、そういうことについては、やはり経理面に明るいような方々というものは必要かというふうに考えるわけでございます。私は、ほんとうにこの私学財団の役員に適切な人を得るか得ないかによって、この私学振興財団というものが意味を持つつか持

たないか、あるいは害を及ぼすかということにならうかと実は思つておるわけでございます。私がお金を立案いたしますときに頭に置いた考えといたしましては、イギリスにおきますUGCあたりのことも頭に置いて、これがイギリスにおける私学、私立大学に対する配分助成を何十年かやってきておるわけでございますが、特に戦後におきましては、たくさんのお金が私立大学に必要だということ、その額も戦前に比べると膨大なものになつてきておる。にもかかわらず、このUGCの位置といいますか、地位というものが定着をし、あるいは確立しておる。そうしてこのUGCがいたずらに私学に踏み込んでその内容とかあるいは人事までも介入しておるというふうなことを私学側のほうで全然考えないというやうな形にまでなつておるというのを考えますと、でき得べくんば、このような形において私学側にも受け入れられるやうな、そうしてまた、国民全体から考えまして、実にこの私学財団の人事あるいはその運営というものが、あれならばもっともとお金を出してもいいんだ、こういうやうな形になるようにしなければいけません。か、でございまして、やはり私学のことがよくわかつた人でもありますと同時に、私学の人がただでであると、やはり問題があるのではなからうか。やはり第三者の方も必要だ。あるいは文部省のこともわかる、あるいは経理の面等についても明るいやうな人というやうなことも、考えなければいけないというふうな思つております。まだ具体的には全然考えておりません。

○河野(洋)委員 もちろん、先ほど申し上げましたように、この場で人事について、これ以上あれこれすることは、少し早過ぎると思ひますが、しかし、いまの大臣の御答弁の中からも、私たちは、私学関係者が多数、この理事長であるとか理事であるとかいふメンバーの中に入つてきて、そして私学の振興のためにいろいろ意見を述べ、あるいは私学の振興に尽力をされる、そういう私学振興財団を大臣はお考えになつておるとい

うふうに、私は解釈をしたいと思ふのです。そこで、もう一つ振興財団のこの法の運営にあつて非常に問題になりますのは、第十七条に書いてあります運営審議会でございます。先ほど管理局長も申されましたけれども、この運営審議会を十分に活用して、この振興財団のよき判断を引き出すと申しますか、そういうことにこの運営審議会が使われるだろうと思ふのですが、この人事についても、どうかひとついまいちのお考えでお進みおきを願ひたいと思ひます。

ただ、この十七条をさつと読みますと、あくまでもこの運営審議会は理事長の諮問に依つて「財団の業務の運営に関する基本的事項について審議する」ということとございまして、考えようによつてはこの運営審議会もどうもあまり効果がなないのではないかと。やはりここでも理事長の権限が少し強過ぎるのではないかと。この運営審議会の結論というものが理事長の言動を拘束するということでもないやうでございまして、意見を求められれば審議をしてその答えを出すということだけにどまつてゐるのは、せっかく有為な人材を運営審議会に集めても効果が薄いのではないかというやうな心配も若干あるのでございますが、その点はいかがでございませうか。

○坂田国務大臣 この運営審議会につきましては、私は非常に腐心をいたした点でございまして、確かに御指摘のように、この条文及び実際上の規定ということから申しますと御指摘のとおりだと思ふのでございまして、私の気持ちから申しますと、これもまた運営にまかせられてよくもなり悪くもなるという意味でございまして、私といたしましては、むしろ理事長の考えが及ばないやうな、あるいは理事長だけでは足りない、もうちょっと広い、深い視野から基本的な問題について審議をしていただくというところをございまして、かなり有力なメンバーをここにそろえたいというやうな気持ちでございまして、その点は、実際上理事長とわれわれとよく相談の上考えていかなければならぬ課題だと思つておるわけでございます。

○河野(洋)委員 もう一つお尋ねをしておきたいと思ひますが、この私学振興財団というものは、かつて昭和二十七年からつくられた日本私学振興会を発展的に解消して、こうした機構にする、そして、もつと幅の広い、実のある私学振興をやつていこうということも、この意図であつたと思うのですが、私学振興会の際には、会長が一人いて、評議員が二十人おつた。そして役員は会長一名、理事長一名、理事五名、監事三名、つまり都合十名の役員から構成をされてゐた。今度はそれを発展的に解消して、会長をやめまして、理事長を一名として、評議員の二十名もなくなつて、運営委員が十名になつた。つまり人間の数は非常に少ない人数でやるということに変わつてきたわけですか。この評議員二十名おつたものを、今度は運営審議会のメンバーが十名というところで、非常に人数も少なくなつてきたところには、何か意図があるのございませうか。つまりいま大臣が言われたやうに、運営審議会というところで幅広い意見を聞くということであるならば、人数が多いほうがいいのではないかと。あるいは若干するわけでございますが、この点いかがでございませうか。

○坂田国務大臣 私といたしましては、その点も一つの腐心をしたところでありまして、むしろ二十人というのは少し多過ぎる。もちろんいろいろの意見を聞くこと、それからまたいろいろの人が入つてこられるというところは、なるほどそれなりの意味は持つと思ひますが、実際に運営としてはいかがか。むしろ十人の精鋭の非常にすぐれた方々が一九と成つて基本的事項について御審議になるというところのほうが、少なくともいいのではないかと。あるいは十人というふうなことにいたしたわけでございます。

○河野(洋)委員 先に進みたいと思ひますが、これは事務的なことで、すなわち管理局長にお尋ねをいたしますが、振興会におつとめになつていた方々は、そつくりそのまま振興財団にお移りになるの

でしょうか。それとも、人間的にもかなりの異動、入れかえその他があるのでございましょうか。その点はいかがでございましょうか。

○岩間政府委員 この法案の附則に書いてございすように、私学振興会からの権利義務はそのまま継承するというものでありますから、雇用契約自体は続くわけでございす。したがって、現在おられる方はそのまま引き続いて財団の職員になるようにするわけでありますけれども、しかし、その配置につきましては、これも御承知のとおり、いろいろ業務の内容がふえておりますから、いまままでやってきた業務が変更することは、もちろんあり得るわけであります。

○河野(洋)委員 そうすると、私学振興会がやっておった仕事は、これは人間ではなくて、仕事自体はまるまる振興財団に移って、それにプラスして今度の新機軸である補助金その他の配分その他が加わった、こう理解してよろしゅうございすか。振興会でやっておった仕事で、今度はやらなくなる仕事があるのかどうか。

○岩間政府委員 振興会がやっておりました仕事は、全部私学振興財団のほうに引き継ぐという形になると思ひます。

なお、先ほどちょっと落としましたが、職員に關しましてはおしやるとおりでございすけれども、役員につきましては別でございす。

○河野(洋)委員 私学振興会と私学共済との間に非常に密接な關係があつて、たとえば私学共済から私学振興会に対する貸し付け金の残高も、非常に巨額な金額があると聞いております。もし資料があれば、いわゆる私学共済から私学振興会に対する貸し付け金の残高が幾らくらいになっておるか、わかりますか。

○岩間政府委員 私学共済からの私学振興会に対する貸し付け金残高は、昭和四十四年度末の予定といたしましては百三十五億二千五百万円というところになっております。なお資料を差し上げてございすが、一七ページの一番下の欄に、そ

の關係の数字を記載してございす。

○河野(洋)委員 もう先ほどの御答弁でこれ以上確認をする必要もないと思ひますけれども、いわゆる私学共済と私学振興会との間のやりとり、振興財団になつてもいまままでおりになつていくというふうな考へてよろしゅうございすね。この確認をもう一度しておきたい。

○岩間政府委員 先ほど御指摘いただきましたように、従来の私学振興会とそれから私学共済の間には密接な關係がございまして、具体的に申し上げますと、たゞいま御指摘いただきました私学共済から私学振興会が巨額な借入れをしておる。その反面、私学共済が借入のほうでは旧恩給財団による年金の支給をいたしておりますけれども、それにつきましては私学振興会からの援助を受けておる、あるいは福利施設をつくり出す場合に私学振興会から援助を受けておるというふうな実績がございす。いろいろな關係がございすが、その關係は、そのまゝ今後財団になつても結構でまいりたいというふうな考へております。

○河野(洋)委員 非常にこまかいことを伺つて恐縮でございすが、たとえば財団法の第二十条第一項第三号の規定と、振興会法第二十二條第一項第三号との間に若干の異同がある、同文でないところがある。これは同義の内容を含むと考へてよろしいものなんでしょうか、どうでしうか。

○岩間政府委員 このたび法案をつくり出す場合に、法制局等とも相談いたしました。従来少し複雑な書き方をしておりましたものを改めまして簡素化したという点はございすが、實質におきましては従来と変わらぬというふうな御理解いただきたいと思ひます。

○河野(洋)委員 それでは内容が落とされたというふうには考へなくてよろしゅうございすね。——そこで、私立学校法の一部改正について少しお尋ねをいたしたいと思ひます。

大体、私学振興財団法の中で私立学校法の一部改正を行なつていくというところに、若干の問題があるのではないか。つまり私立学校法といえ

ば、いわゆる私立学校の憲法ともいふべき最も基本的な法律でなければならぬはずでございす。それがこの財団法とセットされて出てきた。私は、考へようによつては、この私学振興財団といふものは、私学に対する補助をしていく、助成をしていくというところにポイントがあるわけですから、たとえば私学が、私の学校に何がしかの補助をいただきたたい、助成をしていただきたたい、助成をしてくれ、こう申し出た。とりあへずは、そういう学校についてこの財団がいろいろと配分をするなり何をするなりしていくことが筋であつて、この財団法が私学の姿勢を正していくところまで意義を持つていくのかどうなのか、ちよつと疑問な点があるわけでございす。大体、もう振興財団にはたよらない、おれはおれの道をいくという私学があれば、それはそれでけっこうなんであつて、この補助するための財団をつくるときにちよつと私学法についてまで改正して、そうして監督権といひますか、管理権のやうなものまで強化していくといふのは、どうも私には解せない点が多いでございすが、一体、財団法といふものは、私学全般についてこの財団法をつくることによつてコントロールするた

めにすることが本義なのか、いやそれは助成してくれといつてきたものをこが窓口になつて扱ふのだから、助成してくれといつてこない私学は、この法案は無縁なものであるのか、その点は一体どうでございすか。

○岩間政府委員 たゞいま先生御指摘のとおりでございまして、財団の業務といたしましては、これは私学全般をどうにかするといふふうなことでございせん。私学の中で助成を希望する大学が財団に申し出をいたしまして、そこで初めて財団と關係ができるというふうなたてまえになつております。

○河野(洋)委員 私もそう思うのですが、もしそうであるとするならば、申し出をしてきた私学について、この財団は窓口となつて対応をする、そういう性質であるべきこの振興財団法の成立と

セットされて私学法をいじつて、そして監督権、管理権といふものを強化する。この監督権、管理権は、私学法をいじるわけですから、申し出をしようがしなからうが、私学全般にかぶつてくるわけですね。この十三條の七項、八項、九項、十項等は全部かぶつてくるわけですね。これはどうでしうか。

○岩間政府委員 私学法の改正につきましては、これも五十九條の改正を主としておりまして、したがつて、今度の改正の部分につきましては、これは経常的な経費で政令で定めるもの、いわゆる人件費を含めた経常費の助成を受けるものだけに過ぎまして適用があるといふふうなことにいたします。したがつて、この私学法の改正は、財団法を制定いたします關係におきまして、その限りにおいての改正といふふうに私も考へておるわけでございす。

○河野(洋)委員 もし管理局長の言う意味でこの規定ならば、私はむしろ財団法の中にこゝういふ規定を設ければいいのであつて、私学法の改正を行なうといふことは、やはり私学全体に、財団をつくるという、何といひますか、えさで私学法全部をいじつてゐるのではないかと、非常に不安が出るのは當然ではないか。むしろ私立学校法の一部を改正するなどということになつて、私学振興財団法の中に、こゝういふ学校を対象とするといふものをつくつていくほうが、本筋ではないのか。私立学校法の一部を改正する、とこやると、どうも、いや政令で定めたこゝういふものだと幾ら局長が言われても、私学が非常に心配すると思ひますが、財団法の中でこれはできないものでございすか。

○岩間政府委員 財団法の中でやるといふことは、私もちよつと異質じゃないかといふふうな考へがするわけでございす。先ほど御指摘ございましたように、私学につきましては、私学法のたてまえとしてはいわゆるノー・サポート・ノー・コントロールといふふうなたてまえが一貫して貫かれてゐるに考へるわけでござい

す。その中で、これは憲法との関係も若干あると思ひますけれども、交付金の支出を受けるものにつきましても、私学法の五十九条で国の監督権の強化をいたしております。要するに、私学法全般としてはノー・サポート・ノー・コントロール、その中の特例として、交付金の支出を受けるものにつきましてもは国の監督権が強化されておる、そういうふうなことでございまして、このたび私学法につきまして、先ほど大臣からもお答えいたしましたように、考え方の根本に触れる画期的な経常費の助成が行なわれるということになりました。その目的は、言うまでもなく、教育、研究の向上をはかるという意味におきまして、従来ございました規定のほかに、おそらく国民全体が期待するであろう私学の質的な向上という点につきまして規定を設けて、もしそういう国民の期待に反するような事態が生じた場合には、そういうふうな画期的な、人件費を含めた経常費の交付金というものは、そういう私学に対しては交付することとはできないのだというふうな考え方を明らかにしております。したがって、現在の私学法のたてまえというものを大きく変えたということではございませんし、財団法においてそういうふうな規定をするというふうなことは、ちょっと私どものほうでは考えられなかったわけでござい

ます。

○河野(洋)委員 そうすると、その十三条の八項に、いま管理局長が言われた「国又は地方公共団体の補助金で政令で定めるものの交付を受ける学校法人」、この「受ける学校法人」ということは、学校自体がほしいという意思表示をした学校か、あるいは受けることができる学校か、どちらでしょうか。

○岩間政府委員 これは、現にそういうものを受けておる学校法人というふうに解釈しております。

○河野(洋)委員 受けておる学校法人と解釈していいわけですね。そうすると、そこはわかりまし

た。

そこで、十三条の九項の中で、「公認会計士又は監査法人の監査報告書を添附」しろということをお願いいたしております。一体学校には監事というものを置かなければならない規定になっておる。しかし、この場合は、監事の報告では不十分だ、公認会計士による会計監査を要求しておる。これはどういう意図でしょうか。

○岩間政府委員 御指摘のとおり、現在、学校法人には監事を置かなければならないということになっておまして、監事がいろいろ学校の経営につきましてもは監査をするということになるわけでありまして、しかし、監事の任命は学校法人自体で定めることとありますが、実態をいたしまして、やはり会計経理について問題がある場合がございまして、また、監事が数名でもって学校全体を十分に目を通すということがなかなかむずかしい場合も、実態としてあると思ひます。たとえば、非常に大きな大学でございまして日本大学あたりも、最近におきましていろいろ問題が起こりまして、公認会計士を非常にたくさん入れまして経理を調べてもらっております。そういう意味から申しまして、やはりこのたびのような助成を行なうに際しましては、基本といたしまして、私立学校の会計経理が適正に行なわれておること、これが、最低の、まず第一の条件だということに考えたいわけでございまして、その際には、単なる内部の監査というだけではなくて、むしろ経理の公開と申しますか、一々公開するわけにもまいりませんし、そういう意味では、公認会計士というものの監査を受けるということが、学校の経理を最も厳正にやっていくというふうなことになるのじゃないかという意味から、公認会計士の監査報告書の規定を設けたわけでございまして、しかし、この適用につきましては、現在公認会計士が全国で四千人くらいしかおられないというふうなこともございまして、なお、文部省のほうで現在会計の基準についてましてもいろいろ検討いたしております。そういうふうな基準ができてまして、それにのっと

て私立学校の会計が行なわれ、公認会計士もそれを比較しながら見てまいるような、そういう時期が参りますまでは、この規定は運用しないというふうな考えでございまして。

○坂田国務大臣 いまの点ですけれども、やはり今回人件費補助を含むこの経常費補助という国費が、まあこれから先多額になるわけでございまして、けれども、努力しなければならぬわけでございまして、その国費が注ぎ込まれる初めてのことでございまして、したがって、その補助を行なうには、何を申しまして、まず、この私立学校の経理の高度の合理化あるいは適正化の確保が前提とならなければならぬ。それには、やはり公正な第三者であり、確立された制度による専門家である公認会計士または監査法人による監査が必要不可欠なことであります。やはり経理の適正を確保する方法として、公認会計士または監査法人による監査というものが、今日においては最も認められ、信頼を得ておる、こういうことから、そのようにいたしたわけでございまして。

○河野(洋)委員 補助の対象となる学校が、本来からいへば、現在私の学校の経営内容はこれこれとございましてという報告書を出す。その時点においては公認会計士の監査は要らない。しかし、補助を一たん受けてしまうと、それからあとこの分については要る、こういうことになりませんか。

○岩間政府委員 たとえば本年度の補助金を受けるとした場合に、公認会計士のその監査報告書を添付した書類が必要になるわけでございまして、受けたい、あるいは受けたくないというもののにつきましても、そういうものは必要としないという意味でございまして。

○河野(洋)委員 この第十三条の八項だけを読んでもみますと、先ほど管理局長は、受けておる学校はこうしなければいけない、こういうふうな回答をされた。これから受けようとする資料を出す場合には、公認会計士の監査が必要かどうかと私は聞いている。もう一度御答弁を願います。

○岩間政府委員 これは実態として受けるという事実がなければいけないわけでございまして、そういうものが前提になって、ただ手続上もう受けることが確実であつて、その前に書類が必要であるという場合には、こういうふうな公認会計士の監査報告書を添付しなければならぬというふうなことになるわけでございまして。

○河野(洋)委員 少しくどいようですが、その書類を見てもからきめるのじゃないのですか。公認会計士の監査による経営内容、経理内容を見て、それによってこれは非常に適正に経営されておるというわけで、そこに補助を出そうときめるのじゃないかと私は思ふのですが、いまの管理局長のお話だと、もう出すことはきまっちゃつて、おまえのところ出すことをきめたから中身を持つてこい、そういうことになるのですか。

○岩間政府委員 確かに手続として前回は受けておると思ひますけれども、実際にこれは現に受けておると申しますか、その年度、その時点においては、仰せのようなことがあるかもしれせんけれども、その瞬間ということではなくて、ある程度の長さを持った期間でもって判断をすれば、現に受けておるものがこういうふうなものを、行なうというふうな続き方は、別にそう理解できないことはないのではないかと、いうふうな考えますけれども。

○河野(洋)委員 これは理解がどうしてむずかしいのかというと、学校が任命をしている監事を疑つてかかるところに、むずかしくなるのです。監事というものが、まあ一味徒党でグルになっているから、大体監事の報告では十分納得がいかない。ほんとうに血税を使うのだから、そのときには独立した第三者である公認会計士のあれを持ってこい、こう言おうとするから、前後が非常におかしくなるのです。むしろ私は、その監事というものの責任を明確にするというところにウェイトを置けば、何もここでききなり公認会計士を持つてこなくてもいいのではないかと。現に私学振興財団それ自体は、監事で会計報告をやるわけ

すね。それを、この私学振興財団が学校に補助を出そうとするときには、その場合だけは公認会計士を持ってこななければいけません、それ以外のときはいいけれども、そのときだけは公認会計士でないとうも信用が置けないという考え方があるか、そこでどうも局長がなかなかむずかしくなつてしまふのではないかと思ふのです。こは、公認会計士の監査報告をつけるという事は非常に丁寧なことであつて、ほんとうに国民の血税を使うためにはこのくらい丁寧におやりになることは、私は悪いこととは思いません。思ひませんけれども、それ以外のときにはうそかほんとうかわからない。同じ穴のムジナの監事の報告でいいとはいふんだ。このときだけは公認会計士でなければいけないのだ。大体監事なんというものはいいかげんなものなんだなという事はないと思ひますけれども、もしそういうお考えがあると思ひば、非常に危険なお考えだと私は思ひます。

しかし、もう予鈴も鳴りましたし、時間もありませんから、もう一点だけ先に進んで次の点を伺いたいと思ふのですけれども、十三条の十項の二と三の項目は非常に大きな議論があるところだと思ひます。つまり「計画の変更又は中止を勧告」あるいはまた三では「変更を命ずる」。その変更も、「当該補助金に係る私立学校が設備、授業その他の事項」——これは「授業その他の事項」なんという、どうも教育に介入をしているのじゃないかという、げすの勘ぐりかもしれないけれども、気分が出てくる。三からまいります、
「授業その他の事項」とお書きになったのは、どういふ意図があるのでしょうか。

○岩間政府委員 この規定は、これも御承知と思ひますが、現在学校教育法の十四条にこれと同文の規定がございますので、それをそのまま引つぱつたわけでございますが、「設備、授業その他の事項」、この「その他」といふのは、設備、授業と全然無縁のものというふうな事ではなくて、およそ学校の教育を行います場合に基本になるものは、御承知のとおり、設備とか、教員の数でこ

ざいますとか、あるいは施設でございますとか、一応の基本的な基準があるわけでございます。そういうふうな基本的な事項につきまして法令の規定が現在あるわけでございますけれども、そういうふうな意味で、その他一切がございませうかでもという意味ではもちろんございせん。これに關係のある学校のおよそ教育を行なつていく上の基本的な事項というふうな考へております。

○河野(洋)委員 質疑が若干残つてしまつたので、留保をさせていただきます、次回に質問の機会をお与へいただきたいと思ふのですが、委員長よろしうございませうか。

○八木委員長 けっこうです。

○河野(洋)委員 それでは、私ここで質問を留保させていただきますことにいたします。

○八木委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします、

午後一時五十三分散会

昭和四十五年四月十一日印刷

昭和四十五年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局